

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【人事委員会】

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 - 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
 - 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則
 - 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 - 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- （以上県例規集登載）

人事委員会

〃

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県人事委員会規則第五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「文化スポーツ推進監」を「文化スポーツ振興監」に、「公聴広報課、政策推進課」を「政策推進課、人事課、公聴広報班」に改め、「及び給与班に属する者」を削り、「総括主任（総務班）」の下に「給与班」を加え、「給与班、行政改革推進室」を「給与班」に改め、同部出先機関の項中

工業技術センター

所長 次長 総務課長 総括副参事
（人事の事務を行う者に限る。）

を

工業技術センター

次長 総務課長 総括副参事（人事
の事務を行う者に限る。）

に改め、同表

教育委員会の部教育庁の項中「教育次長」を「教育次長 参与」に改め、同表人事委員会事務局の部中「総括主幹」を「総括副参事 総括主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第六号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第七号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「産業戦略監」を「都市局長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

平成30年3月30日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第八号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事部局の項中

都市局長
政策推進監

を

政策推進監

に、

食農政策企画監

を

産業戦略監
食農政策企画監

に、

産業戦略監
知事室長

を

知事室長

に、

副館長

八級

を

副館長

七級

に、

部長

五級

を

平成30年3月30日 岡山県公報 号外

次長	総括研究員
五級	四級

に改める。

別表第一への表知事部局の項中

次長	室長
四級	三級

を

改める。

困難な業務を所掌する教育次長	教育次長
九級	八級

に

教育次長
八級

を

め、同表教育委員会の項中

部長	次長	知的財産センター所長 総括参事
----	----	--------------------

を

次長	知的財産センター所長 部長 総括参事
----	--------------------------

に改

部長 総括副参事
五級

に、

平成30年3月30日 岡山県公報 号外

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

特別研究員	所長	部長
-------	----	----

に改める。

別表第一トの表知事部局の項中

所長	部長
----	----

を

平成30年3月30日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第九号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

産業戦略監
知事室長

を

知事室長

に、

福祉政策企画監

を

福祉政策企画監
産業戦略監

に、

副館長

三種

を

副館長

五種

に、

所長	次長（行政職給料表の七級の職に限る。）	次長（研究職給料表の四級の職に限る。）	課長
三種	六種	八種	

を

平成30年3月30日 岡山県公報 号外

部長 課長（行政職給料表の六級の職に限る。） 総括参事 参事 所長（行政職給料表の六級の職に限る。）	次長 参与
八種	五種

部長 課長（行政職給料表の六級の職に限る。） 総括参事 参事 所長（行政職給料表の六級の職に限る。）	次長 参与
八種	五種

総括研究員 課長	次長
八種	六種

を

に、

に改め、同表教育委員会の項中

平成30年3月30日 岡山県公報 号外

教育次長	三種
課長（行政職給料表の七級の職に限る。）	四種

を

教育次長（行政職給料表の九級の職に限る。）	一種
教育次長 参与（行政職給料表の八級の職に限る。）	三種
参与 課長（行政職給料表の七級の職に限る。）	四種

に改める。

別表第三イの表9級の項中「112,900円」を「111,700円」に、「103,900円」を「102,800円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。